

二弁平成30年人第815号
2018年(平成30年)7月12日

品川区

区長 濱野 健 様

第二東京弁護士会

会長 笠井 直 人

警 告 書

当会は、当会人権擁護委員会の調査の結果、申立人M氏からの人権救済申立事件について、貴所(以下「相手方」といいます。)に対し、下記のとおり警告します。

警 告 の 趣 旨

相手方職員が申立人に対するDV加害者である申立人の夫に対して申立人の同意なく「支援措置延長申出書」を開示した行為は、申立人の自己情報コントロール権及び私生活上の平穏が守られる権利を侵害するものである。また相手方が申立人に対する支援措置を終了する決定をした行為は、申立人の私生活上の平穏が守られる権利を侵害するものである。

警 告 の 理 由

1 認定した事実の概要

平成26年12月15日、申立人は相手方からDV支援措置決定(1年間)を受けた。平成27年12月6日、申立人夫が相手方に来庁し、担当した戸籍住民課職員に対し「妻の住所は知っている」旨述べ、申立人の住所を提示した。同月15日、申立人が相手方に対し「支援措置延長申出書」(同書面には、申立人の住所、本籍、携帯電話番号、相談先である警察の担当課、担当者名等が記載されていた。)を提出した。同月16日、相手方戸籍住民課職員から品川警察署に対して支援措置に関する連絡をした際、品川警察署担当者は同職員に対し、支援を継続してほしいと回答した。同月22日、相手

方から申立人に対し支援措置終了通知書が送付された。平成28年1月26日、相手方戸籍課職員が申立人夫に対し申立人が提出した「支援措置延長申出書」を開示した。同年2月26日、相手方は申立人について支援措置再開の決定をした。

2 判断

(1) 「支援措置延長申出書」の開示行為について

個人情報目的外利用は原則禁止されており、例外的に、本人の同意がある場合に、第三者への情報提供が認められる（品川区情報公開・個人情報保護条例第25条2項1号）。本件において、申立人及び申立人夫はDV事案の対立当事者であること、申立人及び申立人夫それぞれの相手方職員に対する発言及び対応を踏まえると両者の間に深刻な対立が認められていたことが明らかであること、平成27年12月15日、申立人が相手方に対し、「支援措置延長申出書」を提出していること、同月16日、品川警察署担当者からも相手方戸籍課職員に対し支援措置の継続の申出があったこと、平成28年1月以降も申立人は相手方職員に対し不安を訴えていたこと等の事実を踏まえると、相手方職員は申立人本人に対して「支援措置延長申出書」を申立人夫に開示してよいかどうかを直接確認することを怠っている上、相手方職員が申立人の同意があったと誤信する合理的理由はないことからすれば、相手方職員の開示行為には重大な過失が認められ、品川区情報公開・個人情報保護条例に違反する。

仮に申立人夫が申立人の住所及び電話番号等の情報を事前にすでに知っていたとしても、相手方が保有している申立人の住所及び電話番号等の個人情報について、同担当者がこれらを本人（申立人）の同意なしに第三者へ開示すること、ましてや、DVの加害者である申立人夫へ開示すること自体が重大な問題であり、品川区情報公開・個人情報保護条例に違反する極めて不適切な行為というべきである。

以上のことを踏まえて、本件における申立人に対する人権侵害の有無について検討するに、人格権の一つとしてのプライバシーの権利は、公権力に対して積極的に請求する側面としての自己情報コントロール権を有しているところ、相手方が申立人の同意なしに「支援措置延長申出書」を申立人夫へ開示したことにより、申立人のかかる権利が侵害されている。さらに、「支援措置延長申出書」の記載内容を申立人夫が把握することにより二次被害が発

生する可能性が高いことからすれば、相手方が「支援措置延長申出書」を申立人夫へ開示した行為は、DV被害者である申立人を二次被害の危険にさらすものであり、これによって申立人の私生活上の平穏が守られる権利が侵害されたといえる（支援措置打ち切り後であっても同権利は存在する。）。

(2) 支援措置終了決定の適否について

品川区ドメスティック・バイオレンスおよびストーカー行為等の被害者の支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱第9条3号該当性の判断は、同要綱の目的（要綱第1条）の趣旨が、住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用し、これらの被害者の住所を探索することを防止し被害者の支援を図ることにあることに鑑み、支援の必要性の有無につき個別具体的に行われるべきである。

本件において、申立人及び品川警察署担当者が相手方に対し、支援措置の必要性を訴えていた事実が存在する一方で、申立人の安全が確保されていることを基礎付ける事実は何ら認められない（むしろ申立人夫の言動からは両者間の問題の深刻さがうかがえる）。

また、申立人夫が相手方職員に対し、申立人の住所を把握していること等を理由に支援措置の必要性がないと主張していたとしても、本件がDV事案であることを踏まえると、他方当事者の意見を聞かないまま一方当事者のかかる主張を安易に受け入れることはあまりにも軽率であると言わざるを得ない。とりわけ申立人が転居するに際し、支援措置のない状態であると、転居後に申立人夫から住民票の写し等の請求が行われ、転居先の住所を把握できることからすれば、支援措置継続の必要性が認められることは明らかである。

以上より、相手方の判断は不合理であり、要綱に定める被害者支援の目的に悖るものであり、相手方による不合理な支援措置終了決定によって、申立人の私生活上の平穏が守られる権利が侵害されたことは明らかである。

以上